

平成 20 年 12 月 16 日 (火曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
		14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	大 西 章 一		
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

13番 前 田 寿 郎 18番 明 神 照 男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員と同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	谷 口 明 男
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	矢 野 健 康	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議事日程第4号

平成20年12月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議事の経過

平成20年12月16日

9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これより日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

前田寿郎君、明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

おはようございます。

皆さんには大変お忙しいところ、大勢の皆さんご出席いただきましてありがとうございます。

今日も一生懸命お答えさせていただきますので、よろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

次に、矢野議員から発言を求められております。

これを許します。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

昨日の一般質問におきまして、少し2件程度余分なことを申し上げましたので、おわび致します。

まあ以後はですね、慎んでやりたいと思いますが、私の町民を代弁する立場での質問が多々ございますので、それらについてはですね、答弁は住民が喜ぶような形の答弁をいただきたいということを申し添えまして、おわびと致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで矢野君の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

おはようございます。

私の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

今回準備させていただきました一般質問は、包括支援センターの今年度の状況を問うということでござります。

介護保険が12年から始まりまして、本当に今、皆さん介護保険にお世話になるような状況が本町でも見ら

れておりますし、また、私自身もですね、今年度は本当にこの介護保険のお世話になるという現実に直面致しまして、この保険の大切さというか、そういうことを実感させられました。本当にまだ法の中ではいろいろと問題が残るところはありますけれども、今進められていますこの地域の中で、皆さん支え合って介護をしていくというシステムのありがたさというのを、私は非常に自分の実体験の中からも体験させていただきました。

そして、今までこの介護保険がなかったときには、本当にもうその役割を病院 자체がですね、ずっと担ってきたような現実があるのかなあということをまた思い起こしてました。そして今、介護保険のこの制度が出来たことによって、なるべく自分の住み慣れた地域で、いつまでもまあ介護をしていただきながら地域に住めたらいいのですけれども、なかなかそういう状況にもないというような各地の実態というのがあるんだなということを非常にまあ今回感じたことです。

ですので、この介護の今の制度の中で、やっぱり地域の皆さんが私と同じような、ちょっとと思いをされている方もあるうし、それから、介護を受けたくてもなかなか受けられない状況もあるということが現実にあるとすればですね、やはり何らかの方法を講じていかなければいけないのかなというふうに感じましたので、今回この質問を準備させていただきました。

まず、包括支援センターが出来まして、すべてのこういう介護のことについてはこの窓口に相談して、それから地域でどのような介護をしていただけるのか、ご相談になつたらいいですよということを言っていただきました。私もやっぱりその窓口を利用させていただいて、私の状況がどうなるのか、どういうふうな介護ができるのかということをご相談させていただきまして、本当にそれで助けられた部分があります。

ただですね、なかなかこう分かっていても行きにくいと、相談をしぬくというのが、利用者の中、利用者自身、また家族の中にはあると思います。そういったときに、やはり行政の方の皆さんからですね、その担当する方々から、やっぱり地域にやっぱり出向いて、こういうことについてのご相談をどんどんしてくださいよ、ここを利用してくださいよというふうな、そういう呼び掛けというのが非常に助けられることになるのではないかなと思っています。

それで、地域の今の介護の状況をですね、介護度というのは1から5まであり、また、その介護の中にもですね、いろいろなサービスがあります。ただ、介護を利用しようと思っても、一体私はどういう介護のサービスを受けたらいいのかしらというところが、なかなか一般の利用者には分かりにくいところがありますので、本当にこのご相談をさせていただく窓口があるということは大事なことだと思います。

そういう中でですね、今の地域の方々の利用者がどういう状況におられるのかということと、それからもう1つ併せて、介護が進まないような取り組み。というのは、やっぱりいつまでも地域の中で生活ができる、そういう環境を保ち続けるためには、みんながそれぞれやっぱり気を付けていかなければならないことがあると思います。そういう取り組みが今、町行政の中でどのようになされているかということについての3点についてお伺い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

それでは、坂本議員への一般質問に対してお答え致します。

包括支援センターの今年度の状況を問う、ということでございますが。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようになるためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービ

スが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります。こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、介護保険法に基づき昨年4月1日に地域包括支援センターを設置しました。

職員は保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等専門職3名と、事務職1名を配しており、それぞれの専門性を生かしながらチームで業務を実施しております。地域包括支援センターの業務は、地域住民の保険医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、次の4つの業務を行っております。

1つ目と致しまして、予防給付、介護予防事業のケアマネジメント業務。2つ目と致しまして、総合相談支援業務。これは介護、保健、福祉等の相談になっていまして、平成19年度の延べ相談件数は444件となっております。3つ目と致しまして、権利擁護業務。これは主に高齢者の虐待に対する対応でございます。4つ目と致しまして、包括的継続的ケアマネジメント支援業務であります。

坂本議員からのご質問は1つ目の予防給付、介護予防事業のケアマネジメント業務と、4つ目の包括的継続的ケアマネジメント支援業務にかかわるものと存じますので、各取り組み状況等についてご説明致します。

まず、介護サービス事業者等の関係機関との関係はどのように動かされたかということでございますが、それとまた、地域介護の状況はどのようにになっているかとのご質問ですが。高齢者が介護サービスを利用するには要介護認定の申請を行い、介護認定審査会にて判定され、要支援者または要介護者に認定されます。要支援者は要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方で、地域包括支援センターにて介護予防ケアプランを作成し、主に在宅での介護予防サービスを利用します。要介護者は生活機能の維持、改善を図ることが適切な方で、居宅介護支援事業者にてケアプランを作成し、住宅や施設での介護サービスを利用します。

介護予防サービスとして主なものは、訪問介護、これはホームヘルプですね、や、通所介護、これは通称デイサービスがありますけど、それと、通所リハビリテーション、これ、デイケアといいます、等があります。

訪問介護は利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合いなどの支援サービスが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。通所介護は通所介護施設で食事や入浴といった日常生活上の支援などの共通的なサービスを行っており、通所リハビリテーションは老人保健施設などで食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目的に合わせた選択的なサービスを提供します。その他には、福祉用具の貸与や住宅改修、これは手すりや段差解消などですけど、それなどがあります。

地域包括支援センターでは介護予防サービスを実施する上で、関係機関との連携が不可欠ととらえ、サービス事業者とは担当者会議にて利用者の課題、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画など、共通理解を図っています。医療機関とは医療系サービスが組み込まれた場合に主治医や理学療法士との連携を図り、居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対しては、毎月1回情報交換会を開催し、支援困難事例については、関係機関との連携の上、具体的な支援方針を検討し、指導、助言等を行っております。

本町では介護保険以外の在宅福祉サービスとして、軽度生活援助事業や生きがい活動支援通所事業、通称これは生きがいデイと言いますけど、あと、ふれあいサロンなども利用できます。

また、介護度が進まないような取り組みがなされているかとのご質問ですが、介護予防サービスにおいては要支援状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的として実施しており、介護予防ケアプランどおり実行できているかを把握するため、サービス事業者からの報告、連絡および事業所への訪問や利用者宅訪問を通じモニタリングを行い、一定期間後に各利用者の状況を評価し、必要に応じてケアプランの見直しを行っています。

しかし、現状としましては、認定者のほとんどが80歳から90歳代の高齢者であり、なかなか状態を改善することは困難な状態であります、悪化することのないよう、生活機能の維持を目標に介護予防支援計画を立て、取り組んでおります。

現在、介護予防支援サービス利用契約者は、要支援の方で100名おります。地域別に見ますと、大方地域が82名、佐賀地域が18名となっております。なお、地域包括支援センターの設置、運営および評価等にかかる必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立性な運営を図るために、黒潮町地域包括支援センター運営協議会を設置して、年2回協議会を開催しております。

また、本年度は町内各地域へ出向いて、高齢者やその家族が抱える介護、保健、福祉、医療などの各種の心配事や悩み事にかんする相談を受けるように出前相談も実施しております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今お話をいただいた中で、何点かちょっと詰めてお話をいただきたいことがありますので、そちらの方をご回答いただきたいのですが。

今、要支援の方が100人ということで、大方で82人、佐賀で18人というふうな形のご報告をいただきました。そして要支援と、それから要介護の方々なんですかけれども、例えば、こういうふうな認定を取らないといけないわけですよね。その認定を取るのにですね、私はご自身がやっぱりそういうふうな所まで行けない場合というのが非常にあるんじゃないかなと思うんですが、そういうところについてはですね、どういうふうな取り組みがなされているのかということをお伺いしたいです。

例えば、家族がいて、その家族が気が付いて、自分の関係の人をこういろいろと手だてができる場合はいいのですけれども、心配するのはですね、やはり一人住まいの方とかですね、それから、なかなかその周りに見てくださる方がいない方も、かなり私、いらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。

私も介護して思うんですけれども、これ、私がいなかつたら誰がするのかなあっていうことを、すごくこの利用者に対して思ったんです。ですから、地域の中でやはりいろいろな形で皆さんを見てくださっているので、かなり目はかけてくださってるとは思うんですけれども、手続きですとか、それから、まあ介護を受けるときの病院に行くときに診察をしていただくとかですね、そういうふうなことが本当にお一人ですね、できていらっしゃるのかなっていうのをちょっと心配をしています。

なかなかその手続きというかは複雑ですし、それから、いろんなカードがいっぱい要つたりとかですね、国民健康保険を何べん書き直したか分からん。老人の何か受給カードがいつなくなったやら分からんというような、まあ現実的にはですね、非常に複雑であり、やっぱ手続きですね、いろいろなことが要りますよね。そういうのっていうのは、その利用する方たちですね、ご自身でできる方もあるれば周りの方がしていただく方もあるし、そういったところのご相談というのはですね、その包括支援センターの方ですとか、それから、地域の皆さんの中から入っていらっしゃらないんでしょうか。何かそういうところに無理があるんだよとか、これ大変なんだよというようなね、お話は入っていないのかということを1つお伺いします。

それとですね、今先ほどご説明にありました中で、地域の中でこれ以上、80歳とか、要介護になって80歳とか90歳の方なので、なかなか進まないようにはしているんだけれども、まあ、進まないようにしてくださってるということになっていましたけれども。私たち議会がですね、以前研修に行った所で、町長もよくご存じやと思うがですけれども、これ以上進まない、介護者をつくらないためにですね、防止するために何かの方

法をしないといけない、筋力トレーニングなんかをしないといけないんじゃないんですかということを議会でも調査に行ったことがあるのです。

それで、17年の9月の6日から11月の29日で、週に2回、火曜日と金曜日の午前中、これは大方のときですけど、大方町役場の中でですね、大方元気教室に参加しませんかっていうふうな取り組みをしてくれたときがあったのです。

で、これについてはですね、個人個人のデータをきちんと残しましょうねっていうお話があつたんです。で、そのときに提案されていたことというのはですね、やはり頑張ったら頑張った成果を、やっている人に目に見える形で返していきましょうねっていうことを念頭に置いて、この仕事が進められていたと思うんです。

で、私なんかもこの報告のビデオなんかを見せていただいたんですけども、その元気教室に通われる前はなかなか歩行が困難だったり、それから、立ったり座ったりということが難しかった方が、短い期間ですけれどもそれをすることによって少し歩行が楽になったりとか、日常の作業がやりやすくなつたというような実績の報告をしていただいて、多分ビデオもあるはずです。

で、そういう取り組みをしていたのと、それから、これをやるときには、やはりその数字で目に見えた形で自分自身のやっていることを返してあげることによって、もっとそのご当人が頑張れるようになるんじゃないかなっていうことが話の中にありました。

それで、例えば血液検査なんかをすると、その血液検査の中でどういうふうに改善されてきたかとか、それから筋力トレーニング、それから万歩計なんかを使うことによって、こういうふうな成果が出ましたよとかいうことをご自身に返してやるということが大事じゃないかということが、その当時話し合われた内容でした。それで、この元気教室をやってみるとということでやってたんですけど、なかなかその後はあんまりこう、そういう形では続いていないのかなというふうに思いました。

そのとき私、先輩議員がとても一生懸命こういうことに取り組んでくださる方がありまして、今は蟠川地域の中でですね、その筋力トレーニングをして、ずっと続けてくださっているということです。先日お話をしましたんですけども、今はもう議員は引かれていますけど、橋田前議員ですよね、今も取り組んでいただいているんですけども、そのお話を聞くとですね、やっぱり週に1回やけども日常の生活が本当に楽になつたと、今までちょっと歩きぬくかったがもしやっぱり歩けるようになったとか、日常の本当にこうちっちゃな作業でも楽にできるようになりましたということを言われると、もうボランティアでやっていただいているんですけども、やめることはできないわみたいなお話をされてですね、本当にこの地道な取り組みっていうのが大きな成果につながってるんだなっていうことを聞かせていただきました。

で、目に見えた形で数値的にもやっぱり、行政がやるのであれば、返してあげれば、そのことが励みになるということで、こういう取り組みがなされましたので、ぜひそういう部分をですね、今やっていらっしゃるサロンですか、そういうふうな所にでもですね、行かせていただけたらいいなと思います。

やはり、自分、ただ続けるだけじゃなくて、もう自分が一番実績としては分かるんですけども、それをやっぱり具体的に説明してやるということで、随分長く続していくということになるんじゃないかなということを、17年度ぐらいのときに議会でもですね、そういう取り組みをしておりましたので、ぜひそれをもう一度ですね、行政の方がやる場合、個人情報ですので、誰もかれもできないと思いますので、そういったあたりできちっと管理をしてあげて、その実績をご本人に返してあげられるような取り組みに進めていただきたいなというのが1つございます。それが介護度が進まないような取り組みがなされたかという部分の、ちょっと補足する部分なんですけれども。

それと、80歳、90歳の方たちの場合は、今の現状を維持するのがやっぱり一生懸命な段階ということですけれども、このときに私たち話し合いましたのは、やはり介護者をつくらないという取り組みの中で、早いうちから始めていくということがやっぱり効果につながるんじゃないかということを話し合いを致しました。

ですから、その当時はですね、やっぱり対象が高齢者だったのです。ただ、今から団塊の世代の方々も非常に多くなりますので、そういう方々がですね、やはり要介護、要支援を受けなくていいような町づくりをするということを念頭に置けばですね、その今やってらっしゃる方以外の部分でもやっぱり考えていかないといけないことがあるんじゃないかなと思うんですね。そういうのがやっぱり包括支援センターの中で今の現状を見ながら、じゃあ次はどういう対策をとっておかなくちゃいけないのかなという部分じゃないかなと思うんです。

で、そういうことをですね、やはりこの、増やさない、つくらない、やっぱり維持をする、やっぱりそういう3つのタイプでやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。で、それも併せてですね、今の高齢者の現状を見ながらですね、そういうふうな取り組みに発展をすることができないのかなということをご期待しているのですが、そのあたりのお考えもぜひ聞いてみたいと思っております。それから。が、2つ目です。そのつくらない、維持、それからつくらない、というような取り組みを今後考えていただけないかということです。

それと、もう1点。ちょっと前後するんですけど、先ほど利用者の方々が本当に利用するために困ってる部分があるんじゃないかなってことお伺いしたんですけども、そのときにですね、何やったかな、あつ、そうそう、そのときにですね、例えば包括支援センターなんかこう行ったりいろいろなご相談をこうしたいんですけど、なかなかその自分の介護の状況、介護度の状況ですね、それから日常の生活っていうのは、ある意味とってもプライバシーな部分が大きいと思うんです。

で、相談に行きたくともなかなかこうみんなの前では言いにくいとか、やっぱり広い所ではお話ができないとか、やっぱりそういうことというのがやっぱり介護を受ける者にとってはあるんじゃないかなと思うんですね。やっぱりそういうときにその受け入れの状況ですよね、例えば今からはですね、庁舎の移転も含めて、庁舎の建設なんかも諮られてますけど、やっぱり個別に相談を受ける場所の設定というのも非常に私、大事になるんじゃないかなと思うんですね。

なかなかですね、たくさん的人がいるときに、うちはこういう状態でね、こんな状態なんですよ、だから何とかなりませんかねっていう相談というのは非常に話しづらい部分があると思うんです。で、個別に来てですね、お話を聞いてくださったりして、本当に助けてもらってるところはあるんですけども、相談に行って受け付ける場所がですね、やはりその個人のプライバシーをきちんと守ってあげて、この情報は私たちがきちんと守りますので大丈夫ですよというところをですね、やっぱり行政の建物、それから人的な部分ですね、大事にしてあげないといけないんじゃないかなと思います。

やはりいろんな介護の状態が進んできたとしても、やはり一人の人としてですね、きちんとそのプライバシーを守ってやるっていうふうな部分もですね、持っていたきたいなというふうに思っています。今ができるないというわけではないですけれども、施設的にもですよね、きちんとこちらへどうぞと、1つの部屋があって、こちらで状況をお聞きしますので安心してお話しくださいねっていうような、そういうような取り組みというか、そういう施設づくりというのも、やっぱり考えていくっていただきたいなというふうに私は感じておりますので。

そういう点の3点についてお願い致します。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。  
大方健康福祉課長（谷口明男君）

再質問にお答え致します。

3点言われましたけど、私の方はちょっとそこらあたりが見えなくて、何答えるか分かりませんので、よろしくお願ひします。

まずですね、介護の認定ですね、認定審査会というか、認定を受けるときにですね、その相談のあれば分からぬということなんんですけど。電話でも本人ができない場合は家族でも、また、誰でも、誰でもいうたらおかしいんですけど、まあ、友達、友達いうたら何ですけど、部落の方、民生委員でもかまんし区長さんでもかまん、誰でもかまんです。ただ、電話連絡いただけましたらですね、そこでその方の所へ行ってですね、状態を聞きまして、そして、その次は申請書を作つて、そして、それを介護の方の担当の方に回しまして、そしたら専門調査員がおりますので、現在大方地域に2人、佐賀地域に1人おりますので、その専門調査員が伺つて、その判定をすることになります。一次判定ですけどね。そしてこの認定審査会へかけて、介護度とか要支援度のあれば、判定が下るわけです。だから誰に相談しても、いうたら変な話、隣のおっちゃんでもかまんということになっております。

それから、元気教室のことが出たんですけど、確かにその元気教室やってですね、本当にその3月くらいの間にですね、ものすごく向上致します。ただ一番まあ危惧（きぐ） してるとか、そこで悩んでいるのは、元気教室でせっかく元気になつてもですね、その後を続けていくものが無いのです、今のところ。だから、そこをどうフォローしていくか。まあ事業としては衛生係の方でやつてるんですけど、それが今のところ課題として、せっかくボランティアの方によつてですね、3月間一所懸命そこでやつたことがですね、本当にそれを過ぎるとすぐもう、何でいうかな、もう年配の方多いですすぐもう戻りますので、だから、その維持することを。で、僕もそのときによく言うんですけど、終わつた後そこが大事ですので、何とか維持してくださいとは言つんですけど、さあ家に帰れば1人ですので、みんなと一緒におればできるんですけど。だから、そのときはふれあいサロンとかですね、そういうものを何とか活用してですね、そういう場でやつていただきたいと思います。

それから、相談業務の相談する場所、相談したいけど相談する所がない。個室とかそういうものがあればいいということなんんですけど、それは十分分かります。先日というか、以前にも山下議員のときにも答えたんですけど、まだまだそういうところまで手が回っておりません。だから、今のところはですね、集会所とかそういう所に行って、いえばちょっと場所を囲つてやるというかな、そういうことでやつて、出前相談ですね、何とかそういうものをやつてるんですけど、現実としてはですね、やっぱり相談に来ぬくいというところがあるかもしれませんので、あまり繁盛するというか、相談においでの方が少ないように聞いております。

で、何とかその方法もですね、言われるように、本当個室があれば一番いいんですけど、何とかそういうものにできればしたいんですけど、今のところそこのまあ施設的なことは無理だと思いますけど、その方法をもうちょっと考えてですね、ほんで、何でいうかな、本当にこう悩んでるという方が分かりましたらですね、訪問する、家の方にね、お伺いして相談を受けることできると思いますので、そういう方法でご要望に応えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

ちょっと質問の仕方が悪くてすみません。

一番最初のお答えいただいた中にですね、手続きの流れというのはもうできていると思うんですけども、困った人はまあ隣近所の人が言うてきてもええし、それから家族が言うてきても構いませんよっていうことでしたよね。その認定を受けるとか、そういうふうな初期の場合ですよね。で、私ちょっとお伺いしたかったのは、そういうことができずに困っている方というのは現実的には今ないというふうにお伺いしてかまんがですね。そういうことで近所が言うてくれたりとか、それから家族が言ってきたりしてくれるので、一応その介護を受ける最初の審査はですね、やっぱり漏らすことなくできているということに取つたらええわけですよね。

ぜひですね、心配しますのは、いろんな介護度もあるんですけど、自分が気が付かないままに介護度というのは進んでいくことがあると思うんですね。ですから本当に周りの地域の方々のご支援がなければ、地域で生活していくということは本当にできないなと思うので、そのあたりをですね、また地域の人たちの力を借りるようには包括センターの方々がですね、呼びかけていただいて、本当に介護の必要な方が介護を受けるような状況にしていただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点その中ですね、介護を受けるか受けれないかの問題についてなんですけれども、やはりですね、私も実感していますけれども、介護を受けるには非常にやっぱり料金すごく高いんですよね。保険があるので非常に保険に助けられてですね、介護を受けることができるんですけども、その介護度とですね、実際その介護サービスを受けている内容が、やはりなかなかこうぴったり合わない場合もあると思うんですね。もう少し介護をしてあげないといけないんだけれども、やっぱりここまでしかその介護の範囲ではできないとかいう形がやっぱ出てきます、やっぱ介護進んでいきますとね。

そうなったときには実費でお支払いせんといかんようなるわけですよね。そうするとその実費というのは、結局1日まあデイなんか利用すると7,000円から1万円くらい掛かるんじゃないですかね、あれね。やっぱりそんなふうな形になりますので。もう1つ心配しているのは、本当にその費用的な面ですね、介護を受けたくても受けられない、そういう人たちも現状としては出てきてるんじゃないでしょうかということが、この地域介護の状況はどうなのかというところの部分ですね、心配のもう1つの部分なんです。ちょっとそれが最初抜けててごめんなさい。

確かにその利用をするときには、その周りの方々のお力借りですね、もうそろそろ介護必要だよというような形で包括支援センターの方なんかにご相談行くことができるかもしれません。しかしながらですね、あとはご自身のやっぱりその状況によって、受けられる介護のサービスはだいぶ違ってくるというどこですよね。やはり施設にお世話になりたくてもなかなかお世話になれないような状況ですよね。そういう部分でいうのは、今どのような状況なのかということをもう1つお願いしたいんですけども。介護を受けるようにはなれるということでした。では、介護を受け続けられる状況がやっぱり地元の中にできているのかというところですね。そのあたりでの問題点というのは出でないのでしょうか。それと、それが1点です。

それとあと、介護が先に進まないような取り組みというところですね、ふれあいサロンというお話をありましたけど、このふれあいサロンというのは地域、各地域地域にあるんですかね。このふれあいサロンでいうのは、大方の元気教室のときもそうでしたけれども、全くその説明していただいたとおりなんです。そこで3ヶ月筋トレなんかをして、ある程度ご自身の状況が改善されたりとか実績は出るんですけども、それが帰ってどうその状態を維持していくかってことがそのときも問題になってました。

で、報告の会のときにもこうした実績をどう地域で維持していくかということが問題だったので、だからふ

れあいサロンとかいうふうな形に発展しているのではないかというふうに思います。で、そのふれあいサロンの活用をですね、もっと進めていくと先ほど私、お話しさしていただいた橋田元議員の取り組みですよね、そういう形に発展していくんじゃないかなと思います。このとき問題になったのもそうだったんです。

入野の中心、まあこの中心地ですよね、そこに来られる人というのは本当に限られた人間ではないですか、限られた人たちですよねっていうことでした。だから、そこで実績が出ているのであれば、それを各地域地域でやっていかなくちゃいけないんじゃないんですかという話が出たんですね。で、そこから地域サロンというふうな形が進んでいって思うんですけども、そこがまだ充実されてないということでしたらですね、そこをもっと取り組みを進めさせていただきたいなというふうに私はご期待をします。

本当にせっかく筋トレなんかで少し改善されたのに、本当に自分で持続するということは難しいです。私もダイエットしようと思うんですけどなかなか続きません。それは、帰って、今筋トレをやった方々が自分一人で一生懸命習ったことを続けなさいよということと全く一緒やと思うんです。なかなか一人では続いていきにくいし、そこらあたりがですね、やっぱり手だけを取ることによって随分これから介護にかかるんですね、経費的なものも抑えられてくるでしょうし、最初に費用を掛けるのか、後で費用を掛けるのかの違いの部分もかなり出てくると思いますので、そのあたりをぜひこのふれあいサロンの強化ですよね、というところをですね、進めていっていただけたらなというふうに思うんですけども、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

その2点、すみません、お願いします。

で、もうしゃべれなくなりますので、ぜひともですね、これからこの取り組みですよね、本当にその出でいる問題を、じゃあ次どういうふうにしていったらいいのかということをお話を進めていただきたいなということにご期待申し上げます。

それと、最後なんですけれども、本当に日々ですね、ケアマネージャーの方、それからホームヘルパーの方、いろんなご家庭に行くといろんな状況があって、とてもご苦労をしていただいていると思います。で、私が体験さしていただいた中でも本当に親身になってその家庭のこと、介護者の、利用者のことをお考えいただいております。本当にお礼を申し上げます。頑張っていただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

お答え致します。

あんまりうれしい返事にならんと、お答えにならんと思いますけど、介護をずっとまた受けられるかということでござりますけど、非常に厳しいですね。今、ご存じのようにですね、国の方の方針と致しましてはですね、施設とかそういうものの増設ですかね、例えば特別養護老人ホームといったそういうものはもうやめて、それから病院の療養病棟ですかね、あそこなんかももう駄目と、23年度にはどんどん減してですね、在宅での介護という方法に、方向に向いております。だから非常に、まあ包括支援センターといい、あと、事業所なんかですね、役割が大きくなってくると思うんですけど。で、そういうところで本当に今よりも厳しいときが来るんじゃないかなという気が致しております。

ただ、介護に対しては18年にちょっと内容が変わったんですけど、見直しがあります、ほんで何でいうかな、生きがいデイじやなくてデイサービスですかね、あれに行ってたのも介護度によって1日でえかったの

が3回まで行って、その3回のお金をわざわざもらうと、逆に言ったらそんなに行きたくないのにとか、ほんでもまたそれと逆に、行きたいのに行けなくなったとか、いろいろと介護度によって変わらようになっておりますので、また、近いうちにまたこれ見直しがあると思いますけど、今のところちょっと、何ていうかな、介護者にとってはあまりうれしくない状態になってると思います。ただ、必ず見直しがあると思います。

それから、ふれあいサロンの拡充の件ですけど。拡充というか、もう本当各集落ですかね、に全部行くようにはしたいです。でも、やっぱり協力者が要るんですよね。だから、各地区にその協力者が、はい、体制が整いましたので来てくださいというような感じでないと、なかなか、はい、そうですかと言つて進めることはできません。で、前はこれ佐賀になかったですよね。大方で、大方地区にあります、ほんですることを勧めて佐賀地区にも3地区ですかね、できまして、現在、大方と佐賀合わせて多分16カ所だと思いますけど、それでふれあいサロンができます。

やっぱりやっていくには保健師だけでは、それから役場のもんだけでは、なかなか進めていけません。やっぱり地区のやっぱり協力がないと前へ進みません。けど、1個でも1カ所でもそういう所を増やしてですね、そして介護に、介護予防につながる高齢者、介護予防につながるような事業ができるようですね、1個1個まあ進めてはいきたいと思いますけど、ぜひその地元への協力もですね、議員の方からもですね、ぜひ協力の方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(坂本議員より「支援に困っている人はいないんですか」というのは、さっきの法改正があるからまあ大丈夫、法改正があるので見直しになるんですかね。費用的な面でやっぱり十分な介護を受けられない方っていうのもかなり多いんじゃないですかってことなんんですけど」との発言あり)

その支援に困ってる方がいるんじゃないかということでございますけど、18年に改正がありました、本当、その声は聞いております。ただ、町と致しましても、その決められたことしかできませんので、そこらあたり非常に、言えば、ある一定枠を超えるとですね、受けられない現実があります。だからもう私費で介護保険以外でですね、受けてもらわなければならない今の仕組みになっております。このことに対しては、まあ、町としても何とか上の方にお願いするしかないんで、今の段階ではそれ以上の支援は町としても単独ではできませんので、ご了承願いたいと思います。

6番(坂本あやさん)

また、問題点を整理できたころに、もう一度ご質問させていただきたいと思います。

以上です。

議長(小永正裕君)

これで、坂本あやさんの一般質問を終わります。

次の質問者、畠地一弘君。

9番(畠地一弘君)

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

まず、県道の改良工事について伺います。

県道大用大方線は加持小学校と北郷小学校があって、加持小学校は昭和55年に廃校になっています。廃校になるとすぐに早咲から加持本村まで、国道のような歩道の付いた2車線の県道がついています。元町長に聞くと、国からの助成があるのであのような良い道路がついているのだと思います。湊川小学校が平成2年に廃校になっています。鞭から呂木橋まで高速道路のような道路がついています。蜷川小学校が平成11年に廃校

になっていますが、蜷川も国道のような県道が付いています。北郷小学校は平成16年の3月31日に休校になって、22校区の県道の工事をやってくれましたが、今まで廃校となった学校を見ると、道路が非常によくなっています。大用大方線の北郷の小学校の周りの県道はあまりにも道路がよくなっています。

特に、大屋敷の甲才の店の所から小学校の裏を通って、ウワイの待避所を通ってハイタカの県道の工事をしている所は手付かずで、あまりにも手を抜いたというか、あまりにも仕事をしてはおりません。どうしてもやってもらわなくてはならないのは、県道大用大方線の大屋敷のウワイの待避所から、ハイタカの県道の拡張工事をやっている所まで約330メートルぐらいありますが、ここの県道の道幅は狭いので測ってみると、2メーター60の所があります。道路は狭い所があると、車が通るものですので、狭い所があれば事故が起こるか、車はのろのろ運転ですので、特に救急車は40キロから50キロでは走ることはできません。救急車の価値は下がります。

それだけではありません。歩行者は道路の端で車の通るのを待っています。自転車も道路の端で待っています。小学校が休校になったので、県道の工事をやってもらわなくてはならないのは甲才の店の所から小学校の裏を通って、ウワイの待避所を通って、ハイタカの県道の工事をしている所までは約650メートルの拡張工事をやってもらいたいのであるが、県の仕事ですので町にはという考えがあるかもしれません、小学校が廃校になると国からの助成が出て、県道も町道も非常に良くなっています。町は休校となっている北郷小学校に今まで同様、県道であっても力を入れてゆくべきと思いますが、道路が狭いといろいろな事故が出ますので、ウワイの待避所からハイタカの拡張工事をやっている所まで、約330メートルは大至急拡張工事をすべきと思いますが、県の姿勢を町に伺います。

続いてかまんね。（議長より「大きな1番ですね」との発言あり）はい。（議長より「これ、いま終わったところですね。この答弁いただきましょう」との発言あり）はい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、畦地議員の一般質問の1番にお答えしたいというふうに思います。

通告書に基づきまして考えておりましたが、基本的に県道ですので、道路改良を県に要望せよというような通告になっておりましたので、まあ基本的にはその趣旨に沿ってですね、対応したいというふうに考えております。

内容的にはですね、場所の指定もありましたが、この区間におきましてはですね、畦地議員の中にもありましたように、大用大方線のうち21工区23カ所を県の方は1.5車線改良としてですね、考えておりまして、それに基づいて対応をしておるというふうに聞いております。

その中で、ご質問の区間におきましては4つの工区がございまして、現在1つは完了しております。それと、21年度に1カ所工事をするというふうに伺っております。あと1カ所はですね、地権者の賛同がまだ得られておらないというような所もございまして、まあそのような状況であります。が、繰り返しになりますけれども、質問要旨に沿ってですね、対応したいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

この県道大用大方線は完了が平成 20 年、今年ですが、来年まで仕事をすると、してくれるということですので、私もめっそふといこと言わんちかまんと思うて、思いますので、今回はこの件については、町に努力してもらうということを頼んで、これでよいと思いますので、次にかかります。

次に、町道加持橋川線の中川の橋を 2 つ渡って、ブンタンを植えた所がありますが、そこの橋川寄りの町道の上に、立ち木の茂った所があります。道路ののり面の上に立っている木もありますが、のり面と山にかかつた木があります。この立ち木は町と山主に権利があると、あるかもしれません、県道を見ると、立ち木の管理は十分にしています。木の茂っている所は見ることはできません。町道も同じ権利があると思います。町道加持橋川線にはあまりにも木が茂って、道路の上に覆いかぶさっている木が多くあります。

道路とは車の通る所ですので、道路の上にかぶさっていると、トラック、トラックが荷を積んだり、荷の番をする人が車に乗って、頭が当たって死ぬこともあります。もちろんレッカー車は通ることはできません。町道はレッカーとトラックの通る道にしなくてはなりません。このままでは迷惑をするので、道路の上に茂っている木は町に切る権利もあると思います。町に管理をすべき、すなわち町にも切る権利があると思います。立ち木を切る所はブンタンを植えている所より少し上から約 130 メートルくらいの駒の爪のカーブまで、38 株の木を切るべきと思うが、38 株切ったら少しは道路らしくなると思うので、38 株の木は切るべきだと思いますが、町の姿勢を伺います。

次に、橋川本線の側溝の掃除について伺います。

この掃除は非常に、これは前々町長のときにもこの掃除をやってもらいましたが、非常にここはよく太い石が落ちてきたり、自分では動かせれんような石がよう落ちてきますので、また、今詰まっていますので、この掃除をひとつやってもらいたいと思いますので、これについての答弁をお願い致します。

それから、9 月議会に出した道路のカーブの拡張工事の答弁はちっとも考えたようではなかったが、合併強化資金を借りて町道加持橋川線をやらなくてはならないと思えば、2 カ所のカーブの切り取り工事はわずかなものであるから、この工事はどうしてもやってもらいたいと思っているので、また出したわけでございます。

これは、この前も申しましたが、駒の爪のカーブの切り取りについて伺います。駒の爪の一回り上のカーブは私たちがブルもユンボもないときに、ツルグワ、ショウレンでつけた道路です。今から 50 年昔につけた道路です。多分ネコ車は使っていなかつたのではないかと思います。それでも山がなそいので 7 メートルのカーブの切り取りが出来ています。7 メートルは橋川本線のナルノのカーブ、橋川本線のナルノのカーブがありますが、大カーブがありますが、このカーブが 6 メートル余りあります。これが今、4 メートル道路、普通 4 メートルの道路のカーブが、6 メートルになっています。

昔は駒の爪の切り取りは、山が急なので十分な切り取りはできなかつたせいか、軽のトラックの行き違いもできません。道路も狭い。事故がよく出たので、カーブミラーを付けていますが、これは私がカーブミラーを付けてもらいましたが、事故がよいよ出るところです。今はユンボとブルドーザーで仕事をするので、あれくらくなカーブは簡単に切り取りができると思います。大切なのは町がやるかやらないか、やる気次第だと思います。

町道加持橋川線ですので、普通車は通らなくてはならないのですが、道路が狭いので危ない。普通車の箱バン、ワゴン、トラック、高級乗用車は通りません。この道路に入ったら、道が狭いので迷惑をするからです。普通車も 4 年に 1 回のモデルチェンジたびに車の幅は広くなっています。町道は今から 50 年昔に道路の幅が 2 メートル 50 だったのが、今は道路の幅は 4 メートルになっています。時代から見ても加持橋川線は 50 年になるので、駒の爪のカーブの切り取りはどうしてもやってもらわなくてはならない大切な切

り取り工事です。駒の爪は3メーター90のカーブの町道の幅です。今の町道のカーブを見ると、橘川本線のナルノのカーブの道幅は、道路の幅は6メートルありますので、駒の爪のカーブの道幅は3メートル90ですので、カーブの切り取りを幅2メートル10、長さ15メートルと切り取ってもらわなくてはならないと思いますが、町の姿勢を伺います。

次に、町道加持橘川線の中川の橋を渡った所のカーブの拡張工事について伺います。

町道加持橘川線の中川の橋は2メーター80と狭い。橋を渡った所のカーブは4メートルで狭いので、普通車のトラック、バン、ワゴン、高級乗用車は道が狭いので非常に困っている。私は今の町のカーブ、すなわち橘川本線ナルノのカーブを見ると6メートル余ります。あります。今の町道なら2メーター拡張したものですので、町道加持橘川線の中川の橋を渡った所のカーブは、今より2メーター拡張することになります。長さは20メートルで、山に上がる小道が出て危険です。カーブから17、8メートルくらい行った所に道が出て、これも交通に危ないです。これも取って、これは山道ですので、山へ上がる道をつけてもらったら、われわれと致しましては、この加持橘川線のこの分岐は、橘川部落はこまいけんど、とにかく玄関口ですので、今、誰の家でも玄関は磨く。橘川部落のあの入り口を見たら、この奥へ部落があるろうかと思うようなそんな感じがします、あこの入り口を見たら。

そこで、あこの橋も2メーター80のこんまい橋です。あこの辺りは大体道が狭い町道の道であっても2メーター60くらいな道路です。それで、あこの拡張工事、全部を拡張しよというではありません。狭い所の拡張とまぎっちょる道、またその土、石、これは切り取ってもらうがは当然じゃと思う。誰でも新しい家を建つたら真っ先に玄関を磨く。誰でも大体玄関を見たらその家が分かる。僕らにとっては、橘川の部落はこまいけんど人間は優れた人がよう出ちょるで。ほんで、ああいう所の入り口は誰でも磨いてやりますので、私としてはここに入り口のこの橋の、橋を渡った所の拡張工事と、それからこの橋を渡った所に2つ目の橋がありますが、こここの橋がまたつえて、石垣がつえて、で、この石垣の、これも町に早くついてもらいたい。この答弁もお願ひ致します。とにかくこの2つの拡張工事はどうしてもやってもらいたいので、新たに出て私の質問を致しております。

うん、以上、ええ。これで私の1回目の、(議長より「畠地君、カッコの5番についてはどうですか」との発言あり)カッコの5番、中川の2つ目の橋の所、これ言うた、赤いポールの所、(議長より「分かりました」との発言あり)石積みよ。(議長より「はい」との発言あり)これで答弁をお願い致します。

議長(小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長(松田博和君)

それでは、畠地議員の2つ目のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、町道の関係ですが、黒潮町内にはですね、477路線、延長に致しまして234キロくらいな町道がございます。この管理についてですが、基本的には町ということになりますけれども、日々の管理につきましてはですね、各地域の町民の皆さんにご協力をいただいてですね、管理をしているというのが実状でございます。

ご質問の中に出できました加持橘川線ですけれども、橘川の道路の基本はですね、県道の岡本大方線、まあ馬荷の方に入っていく道路からの分岐ということで、住民との合意の上でですね、改良しておる所と、できる所というふうに考えております。

このご質問の中にありました加持橘川線につきましては、現状確かに厳しいですけれども、交通量を考えますと日に10台以下というふうに聞いております。

従いまして、ご質問縷々（るる）ありましたけれども、これにつきましてはですね、町の全体の道路管理の中で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

（畦地議員より「こりやあ、この立ち木も一緒やないかね。立ち木も一緒やないか。」との発言あり）  
ええ、立ち木も一緒に町の全体の管理の中でやっていきたいと思います。

（畦地議員より「よし、ほいたら」との発言あり）

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

この立ち木について、この立ち木はね、これは町道全体から考えて、あこだけが茂っちょうがやつたらそりやかまんで。あこだけ茂っちょうがやつたら多分切ってくれるろうけんど。前も切っちょらん、ひとつも。前も切っちょらんで。前言ったときにも。これ、今2回目じやけん。で、あこの現場へこの前行ったこと、見た、多分見たとは思うけんど。あの現場を見て切れる所は、切れる所ばあは切ってもらわなかん。これは側溝の上に木が生えちようがが、大きな木が生えちゆるで。これが3本くらいある。それから下にもあるで。

で、側溝とそれから山の下にかかった木がね、これもあるけん、この交渉くらいなことは町にもできるろう。これは町に権利がある地やけんね。山主にも権利があるかもしだれんけんど。側溝に生えた木は町に切るべきじやとわしゃあそう思う。切ってかまん木と思う。

ほんで、この側溝に関係しちょう木は、町に交渉して切ってもらわなかん。その木が38本あるけん。決して無茶を言いようがじやないぜ。あれを見て、見たら、こりやすごいねや、えらい木じやねやと思うて、誰も思うけんど、道を通ったらこれは自分らには関係ないと思うかもしだれん。けんど、あこへ、のり面へ生えたら、これは町に切らしてもらうがが当然じやと思う。わしゃあ、この法律のことは知らんけんど、道路法がもしあるもんなら、これくらいなことは権利があるようになっちようと、わしはそう思うが。それくらいなことはね、ようく調べて、県道を見たら県道にはそんな、それほど木は生えちやおらん。全部切っちょるけん。

そりやあ、のり面の上へ生えちゆる所もあるで。あるけんどね、あれほど太いこと木が生えちようつことはない。それと、山、道路の上いかぶさってきたがはね、車が走るがやけん。かかるところは全部切らしてもらわなかん。それくらいな交渉はやってくれよ。車が安心して、レッカー車でも安心して通れるくらいな、自分らが選挙カーを乗るときには、選挙カーの旗が引っ掛かるつような、そんぎやな道路じやいかんで。引っ掛かるけん、あこの加持橋川線は。そればあなた管理にはしてもらわなかん。ほんで、加持橋川線は1台も選挙カーは通っちゃおらん。そればあ放っちょるがやけん。

それから、この町道、カーブの切り取り。これはこんまいことで。昨日も話しましたがやけんど、町会議員はざまなこと言わないかんいうて。ああいうて言うた。なるほどね、ざまなこと言うて、仕事してもらひよらあえ。過疎債借ってやりようやら、合併強化資金を借ってやりようか、それは知らんけんど。町道で太い仕事はしよる。確かに太い仕事をしよるがね、その仕事いうたらね、橋川部落は過疎債が借れんけん、今の合併強化資金で加持から橋川まで、これのね、拡張工事をやれいうて言うががね、これがわしに言うてくれた人の思いじやと思う。

ほんで橋川は、加持から橋川部落までの拡張工事をやってもうたら確かにええで。ええけんど、それは町が今から考えてくれりやあええけんど、そういうような大問題じやないけん。ここで区間工事、ここ、まあ普通車のトラックとかバンとかワゴンが通れんけん、普通車で、これは。通れんけん、これを通れるようにし

てくれりと、こういうがやけんね、無茶な話やない。拡張工事をしてくれりというがと、ここで区間工事、わずかな所の工事をやってくれりというがはね、これは相當なあいで、費用には関係するで。

ほんで、ここの拡張工事は、こりやどうしてもやつてもらわなかんけん、こればあ狭いと、町道やけん。これはやるようと考えちもらわなかんけん。やらんように考えて、やらんようにしちしちと思うて思わんずくに。なろうことならやつちやる。合併強化資金が、金が借れるけん。あこの橋川までやらないかんねやと思うて、そう思うくらいじやつたらわしもええけんどね。そう思うちもらわなかんがじや。

(議長より「畦地議員、残り3分となりました」との発言あり)

よしよし。

それからこの、こんまいこと言うけんど、この前、ネコに2杯いうて言うたら、あんなことは言わんちかまんいうて。あんなざつとしたことは言わんちかまんような話してくれたがね。ほんで、これもおんなじようなもんじやけん。この中川の2つ目のポール、ポールを立つちよつた所へね、その橋の所がつえちよるが。なんぼこまいち道は狭うなってきたら、こりや車ははうがじやけん、つこけるで。おんなじことやけん。ほんで、ここはやつてもらわなかん、どうしたち。

あと2分。

それから、側溝はええと。よし、ええ。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まあいろいろ出ましたけれども、基本的にですね、この路線も先に答弁したとおりのものでございますが、私の方もですね、確かに前回、また今回も現地を見ながら、また、この中山間の道路事情につきましてはですね、何回も心に決めてですね、現地も回っております。そうした中で、先ほどもお答えしたとおりでございますけれども、道路全体の、町道全体としてですね、日々の管理をさせていただきたいというふうに思っております。

具体的に申しますと、カッコ5の部分につきましてはですね、自分たちもできるだけ一般財源が要らない方法をということで、係内で話しながら対応を検討してきたところです。まあ現在の状況から考えますと、若干早めに工事をせないかんかもしませんけれども、先ほどのですね、状況の中もありますので、ご理解願いたいというふうに思っております。

以上です。

(畦地議員より「議長」との発言あり)

(議長より「はい」との発言あり)

(畦地議員より「これは1分で止まっちようがね、今。これ、再質問するいうたら、まだ2回しかやつちよらんがね。3回目はこれはどんななるが」との発言あり)

(議長より「延長を希望されますか。時間を」との発言あり)

(畦地議員より「希望する」との発言あり)

(議長より「前例ではですね、申し出時間のですね、20パーセントを延長できるという前例がありますので、6分ですか、これにプラスできるということですね。よろしいですか」との発言あり)

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番 (畦地一弘君)

答弁が冷たいがね、この立ち木ばあは切るいうて言うてくれや、これ。交渉ばあはしたや、切るように。それくらいなことはせないかんで、なんぼいうたち。これは出しちょうがでやるいうていうがはないやいか。またけんかせないかんなるぞ。おらあけんかしたいことはない、ひとつも。

それから、この中川のこのカーブの切り取りは、こりやあ、考えるかえ、考えんかえ。考えるか考えんかの答弁はしてくれ、これ。

7分出ちようぞ。まだやらにやあ。よし、もうほんきやあやらんちかまんに太いこと出たぞ。やって損するがやったら、やらん方がましよね。今から言うてまりよったら、おごってやらんなるやらしれんけんね。もうかえってやめた方がよから。

(議長より「もうよろしいですか。よろしいですか」との発言あり)

ほんで、あの切るとことね、道路のカーブよ、あこのところを前向きに考えるばあな話はしたや。それがあなことはしたや。あこは考えんと、あこ、橘川まで辺地債でやってもらうように、わしゃあ、こじやんとやらないかんなるで。そうなるで、これを考えらつたら。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

何か、畦地さんとのバトルをしるようなことで、誠に心苦しいところがあるんですけども。2回目の質問でですね、抜かっておりましたが、やはり立ち木の調査もしてですね、検討してみたいというふうに思っております。

1つおことわりしておきますが、私はですね、個々具体的な事例についてこの議場でですね、答えれと言われても、その予定はございません。このような質問、この全体ですね、5個の質問の中もですね、やはり町道全体の管理の中で管理していくかというふうに思っておりますので、その点でご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

(畦地議員より「もう1件伺います。この切り取りは、切り取りはどうするぞね」との発言あり)

(松田まちづくり課長より「全体の中で検討させてもらいます」との発言あり)

(畦地議員より「検討するか」との発言あり)

(松田まちづくり課長より「全体の中で」との発言あり)

(畦地議員より「町長はやってくれるろう思うたけんど」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩致します。

休憩 10時 24分

再開 10時 40分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下英佐雄君。

16番（竹下英佐雄君）

通告書に基づきまして質問を致します。

まず、地上デジタル化に伴いまして、黒潮町ではケーブルテレビの推進をどんなことがあっても、何が何でもやりますという前回の議会での町長の答弁ですが、非常に問題が含まれておりますので、順次その内容についてただしていきたいと思います。

まず、地上デジタルでは難聴地域が出来るので、その難聴地域解消のために、ケーブルテレビの推進を行ういう説明会での、第1のまあそういう理由であったように思います。しかし、全国的にも2010年まで民放で99パーセント、NHKで99.5パーセントまで受信できる、まあ地デジで受信できる見込みで、最悪の場合でも衛星放送を使ってカバーする計画である、まあそういうことが総務大臣官房審議官の河内正孝氏によって明言をされている。デジタル放送ではテレビが見られない地域ができるというこの各地での説明、この根拠についてですね、どういうことなのか。

10月15日に日本共産党幡多地区委員会から、高知放送、それからテレビ高知、さんさんテレビの3社に対して、まあ公開質問状を行いました。その回答では、県内あまねく地上デジタル中継局を共同建設することに同意し、アナログ放送と変わりなく視聴いただけけるようデジタル中継局の建設を共同で実施し、エリア拡大に努めている旨の説明を受けておる。公開質問状に対してこういうまあ、全地区でこの地デジで映るよう取り組んでいるという内容の説明を受けた。そうすると、このほとんどの地域でまあこの黒潮町でも映らん個所がないくらいに、すべてまあ共聴施設等でテレビの視聴ができるという内容になっておる。従って、議会での説明や説明会での答えとして、これまで黒潮町として民放各社から共聴施設建設を拒否された。佐賀地域につき、共聴施設を造るということに対して民放社からこれはできないという回答があったのでいう報告なんですね、議会に対しては。その内容について、この今申し上げたとおり、アナログと変わりなくどこでもテレビが映るようにするという民放社の回答とは非常にこう矛盾した内容があるんですが、これ書類か何かでその申し入れがあったのか、民放3社から。これは共聴テレビはできないからという、そういう申し入れがあったのかどうか。この事実についてお伺いを致します。

3点目は、ケーブルテレビの推進については説明会等への出席率や住民間でのあまり関心がうかがえない。むしろケーブルテレビは、そんなものにそんな15億というお金を投入してやることには、そんな無駄遣いはむしろすべきじゃない。地上デジタルで十分映るもんならそれでいいじゃない、というのが住民のまあ声なんです。少なくとも入野地区で聞くところによると、多くの方々はそう異口同音に答えています。まあ、役場内は100パーセント、ケーブルテレビでないという報告内容であるけれども、役場を離れた個所では、ほとんどがそういうこの地デジで十分だ。そういう状況の中では、むしろ加入率はかなりこう低いと見るわけです。その、まあかなり50パーセント以上70パーセントぐらいで、後は5人くらいにずっと年に加入していくば黒字が見込めるというようなことを言っておるけれども、その根拠はどこにあるのか。実際にそうなるのか。皆さんが考えているように、その黒字で経営ができるんだという保障内容ですね。推測で考える、私は推測で考えても、これは大幅な赤字が出ると見ているんです。赤字を見込んでその赤字に対して、一般会計の中からその赤字の穴埋めにまあかなりの財政をつぎ込んで、そうしてそのまあ後々財政難に陥る内容要素を抱え込んでの運営というのはこれは許されないもんだ。どう考えているのか。健全財政の運営の面からでもね、今、財政運営の健全化を図るための法律まで作られて、そしてまあできるだけ赤字を抱える要因になる内容については、これを排除していくのが、今のこれから財政運営の取り組みの基本的な方針であると。それを除いて、そのま

あ赤字見込みでやっていくという、これはどういう考え方をされているのか。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

それでは、私の方から竹下議員の地上デジタルテレビにかんするですね、件につきましてお答えさせていただきます。

まず1番目ですが、地上デジタル放送では難視となっておりますけど、難視聴地域というふうにができるので、ケーブルテレビの推進という触れ込みだがというご質問でございます。このことにつきましては、これまでも言ってきましたけれども、本町がまあ考えている情報通信基盤整備は、地上デジタル放送に難視聴地域ができるので、ケーブルテレビの推進をするということだけで考えているではありません。これまでにも説明してきたとおりですね、情報にかんするいわゆる4つの課題解消を図るためにですね、推進するものですということで説明させていただきました。このくどいかもしれませんけれども、この4つの課題につきましては、1つ目が地上デジタル放送への対応。また2つ目がブロードバンド・ゼロ地域の解消。それから3つ目が携帯電話の不感地域の解消。4つ目が防災対策および行政情報の周知対策などでございます。このことによって、住民の生活向上と地域経済の活性化、安全で安心な地域社会の実現を目指すとともに町内の情報格差を解消し、町内全域で同水準のサービスが受けられるように情報通信を整備する考えでございます。

次に、民放テレビ各社から難視聴地域への、特に佐賀地域への共聴アンテナは行わないとの当町への申し出は事実としてあったかというご質問でございます。申し入れというか、民放3社からですね、お願いの文書の提出がありました。その内容は、黒潮町においても土佐佐賀中継局建設を実施すべく検討しておりましたが、測定の結果、当該中継局への電波受信が厳しく、建設が困難な状況にあります。今回、貴殿が予定されていますケーブルテレビ設備において、当該中継局エリアを代替していただきたくご検討の程よろしくお願いします、といった内容でございます。この件につきましてですね、先ほど竹下議員からもありましたけれども、それぞれの民放に質問状を致しまして、その回答も見させていただきました。それによりますとですね、民放もこの2011年の7月までにですね、すべて解消するというような内容の文句ではなかったというふうに思っています。努力はするというふうな書き方であったのではないかというふうに思われます。

それから、ケーブルテレビへの加入率が低く赤字運営に陥った場合、個人負担はどうなるのか。一般会計から繰り出しを考えているようだが、財政運営の健全化からも赤字覚悟の推進は適正な判断とは思えないが、という質問でございます。確かにですね、加入率が低く赤字になつても個人負担はこれまで説明してきたとおり、大きな社会変化や基本設計サービス内容に大きな変化がない限り、変更することは考えていません。また、赤字覚悟の推進は適正な判断とは思えぬがとのことでございますけれども、情報通信整備事業やまあ水道事業のように使用料を徴収する事業はですね、行政としても赤字覚悟の推進はですね、適正な判断とは思っておりません。この情報通信基盤整備につきましてもですね、赤字が出ないよう全力で加入に促進に努めていかなければならぬと考えております。

確かに現在のところですね、仮同意といったようなものも取つておりませんので、そのへんの根拠というのはありませんけれども、隣町の四万十町でもですね、現在もう既に70パーセントの同意をいただいておるというようなこともありますので、このことを考えてもですね、この情報通信基盤整備がいかに良いものかというか、住民にもですね理解されておるというふうに判断をしております。

先にも言いましたけれども、これから我々も加入促進ですね、住民の理解をいただくように一生懸命努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まず、まあ説明会ではいろいろ言われておるその情報の面とかいろいろまあケーブルテレビを引けば、いろいろなその利用価値があるんだという。しかし、住民の中にはまあほとんどパソコンも利用してないし、それからまあ情報通信なんかについても十分、今の状況で情報が取れる。これはまあそういう実情で。まあ町としても、そのケーブルテレビにすれば地域の発展に、あるいは住民のいろいろな生活向上に役立つということを言われているけれども、今住民が求めているのは、いわゆるまあ先の質問者等でも言われたように産業の振興、基幹産業の基盤整備とかいろいろな形での住民の所得を向上さす内容のため、いわゆる取り組みが求められている。あるいは福祉等が福祉、あるいは教育そういうまあ大事な内容について、住民が実際に求めている要望というのはそういうこのケーブルテレビではないんです。だから、そういう点で私が申しているのは、そういう状況の中ですね、加入率が低下するだらういう予測を、懸念を抱いておる。ちなみに、農業集落排水事業を始めた当時は99パーセントの加入、まあ9割くらいは加入をするという予測であった。それで始めたのが今、繰入金で今年度の決算におきまして、2,958万9,000円、これを一般会計から繰り入れている。特別会計へ繰り入れて運営をしなきゃならん。これも大きな失政なんです。9割が加入をするということであったから、それならまあ何とか経営ができるだらうということでも、実際には全町民に負担をかぶせている。しかも公債費の、まあ年々償還する金額としては2,740万4,399円、これはまあ公債費で出費を毎年国に対して払っている。

こういう状況の中でね、よほど財政運営について厳しい財政、今起債あの、今シミュレーションでもいわゆる最初は合併時の算出では、財政運営は大体70億から72億まで。ところが、途中でそれでは抑え切れんようになって75億。そして、現在の時点では80億を突破した。そういうどんどんどんどん毎年こう膨らんでいる。経済状況というのは、今どんどんどんどん落ち込んでおる、国の財政状況というのは。そんな状況の中でね、赤字を見込んでやるのか。私はそこらあたりこれ当然、執行部として考えるべきやと。まだほかにもあるんでしょ。庁舎の移転、あるいは消防署の移転。小中学校の佐賀小中の改築。大掛かりな財政投資が要る事業を抱えながらね、この地デジは国から交付金で特例債で借りて、いろいろ言われる。わずか2億7,000万くらいですか、あればできるから。ただでできるからという感覚を持っておるんだ。国から借り受ける錢はすべてただでできるんだ。ところが消費税が上がり、1万ずつずうっとばらまきの中で、これで次には消費税の、3年後には消費税を取り返しますよ。支払うてもらいますよ。それと同様に、税率はほかでもいろんな形で上がっておるんでしょ。そういう負担をね考えたときに、やはり国から下がってくるものが何でもただでできるんだという感覚はね、これは変えてもらわないかん。これは全国的な規模でそういう無駄遣いを、やっぱり財政をどんどんどんどんただだから、ただだからというようなことで、当の土地のまあ、あれがあればそれを26も増やしてね、造成地を増やしてやる。非常にそんな無駄遣いをどんどんどんどんやると、国も金がないようになる。だから、やはり適当ないわゆる最小限度必要とすべき予算措置で考えていく財政運営というのを考えていかなきやならんのですね。

それに、今のそのこの日本共産党の幡多地区委員会のいわゆる公開質問状に寄せられてきた内容はこれ偽り

はないんです。そんなその努力をするとか、いえそのあれを黒潮町で見られる所が出てくるとかいうのは、そういう根拠がないんです。実際にそれをやりますということで答えておるんです。努力するにしても、一応それを努力でそういうことを推進をしていくという協定を結んでおるんです、3社が。何でそれが、まあ課長が言わされた内容がそうなるのか。私は文書でこの通達が来ている。申し入れがあった。もう佐賀にはできませんということであるから、難視聴の個所ができるから、地域ができるからという、これは恐らく議事録にも残つておると思う、議会の答弁で。はつきり言って、そのことはうそでしょう。作り話。まあ民放社に対して要請をしたのは黒潮町です。はつきり言って、うちにはケーブルテレビでやるから、民放の方ではそういう共聴アンテナは付けんということにしちょってくれと、そんな申し入れをしたとしか考えられない。町民の多数が要望をしないことに対して、それをどうでもこうでもやらないかんからそうしたいというのが実情ではないかというふうに思うわけです。そのことを問い合わせます。

それからもう1つは、いわゆる赤字の問題も以上申し述べたように、もう一遍そのことについてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員の情報基盤整備についてのご質問にお答え致します。

いろいろ作り事ではないかというような話から出てきましたが。

まず、この背景でございますけども、今までに何度もお話をさせていただきましたが、我々旧佐賀町と大方町が合併してですね、新町の建設計画というようなものも策定しました。それから、黒潮町になって総合振興計画というのも策定して、それに基づいて町政を進めておるところです。その中で、黒潮町ユビキタスネットワークの整備というようなことが重要項目としてうたわれております。このユビキタスというのは、いつでもどこでも誰でもが、そういう情報ネットワークの恩恵にあずかることができる社会という意味ですが。まさに世の中はですね、好むと好まざるにかかわらずこういった情報基盤の整備が世界的に推進されまして、今や日本でもいわゆるブロードバンドの契約件数がですね 28,030 万件。それから、携帯電話の契約件数が1億件を突破したと、いうこういう状況になっております。我々も先に申し上げました黒潮町の基本的な計画の中で、この情報化の推進をしなければならないということでいろいろ考えておりました。そのとき、差し迫つて地デジの問題、また、防災行政無線の問題等々がございました。そして、時間をかけてですね、いろいろ考えて検討した結果として、このたびケーブルテレビを、いわゆる光ケーブルを各戸に敷設することによって、この全体の情報基盤の整備をしていこうということになったわけです。まあそういう状況ですので、我々は至ってですね、住民の将来のことを考えて、至ってまじめに健全にこの結論に至ったというふうに考えております。

まあ、そのひとつ私としてですね、焦りのようなものも事実ございました。というのは、昨今都市と地方のですね、いろんな面での格差というのが非常に顕著になっております。とりわけ情報基盤の整備については、あの北陸地方、我々の地域とそう変わらない社会条件、あるいは雪が降ったりするというような面ではもっと厳しい面もあるかと思います。その地域においてですね、情報化が我々の地域と比べて雲泥のその推進、進展を見せております。これは単にブロードバンドがうんぬんということだけでなくですね、教育や文化、それから福祉、医療、産業、あらゆる面でこの情報基盤を通じて、今から社会が形作られていくというふうな状況にあります。まあ、ごく簡単な表現で申し上げますと、例えば農業振興のためにですね、JAが中央の方でこう

いったネットワークを通じてこういう事業展開をしたいというふうなことが容易に想像できるわけですが、そのときに、えつ、黒潮町にはそういう基盤がないわけですかと、それじゃあ黒潮町ではそれはちょっとできませんねと、こういうふうな状況というのが容易に想像されます。私はそういったことを考えますと、この際いろいろな全体の情報基盤ということでこういった将来においてですね、黒潮町がじり貧的に、何も手をこまねいておる場合ではないと。これは将来への投資としてですね、ぜひやるべきだというふうな思いで推進を決意致しました。

まあ、赤字うんぬんの問題もございます。確かにやってみなければ分からぬその加入率の問題はあるわけですが、今課長がお答えしましたように、我々は全力を挙げてこのケーブルテレビなり情報基盤すべてにおいてですね、必要性、また町民の皆さんの利益になるということを訴えて加入を募るつもりでございますし、また部分的には今まで町の広報、あるいはいろんな形で町の行政のことをですね、住民の皆さんに周知を図ることを特にチラシでもって、区長さんの手を煩わして皆さんのご家庭に届けるというようなことを中心にいろいろやっておりますけども、これも近年、本当に部数が膨大な量になりまして、こういうやり方自体がもう限界にきてるんじゃないかなというふうな思いもしております。まあそういったことを代替する1つの媒体と申しますか、このケーブルテレビによってですね、そういうことが取って替える部分がかなりあるんじゃないかなと思います。

まあそういうことを考えますと、現在そういうふうな部分で町の経費を掛けてるものですね、このケーブルテレビに代替できるということ等ですね、収支は十分に合うものと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

実にこう時間がもったいない。

その、私が聞いているのは、まあ町長が言われるようにいろいろな町長には思い入れがあると思います。しかし、住民の方ではそういう町長の考えておる内容についてはまったく関心がない。だから、まあとにかくテレビが見れりやあいいんだ。そういう考え方で今町民はおるわけで、まあさんは、パソコンとかそういうものを利用されておるけど、現在でもインターネットとかいろいろホームページとか、いろいろなことがこの現在この地域でもパソコンを使っている方々はそれで済ましている。ケーブルテレビでなくっても、それで十分通信ができる。だからそのことを考えたときに、本当に住民が求めているのは何かということをもっとね、やっぱり住民と膝交えて話し合いを持たないかん。思いを届けるためにだけ、住民との対話という状況では限られた範囲にしか及ばない。農業の問題にしろ漁業の問題にしろ、あるいは商売をされている方々の問題にしろ、今のこの経済状況の中でどうやつたらいいのかという1件1件がもう頭抱え込んでいる。そういう状況の中で、このケーブルテレビをつけてもらったら生活や暮らしやいろんなもんが良くなるという考えは持てない。

私が言っておるのは、この地デジの中で平成の20年高知県共聴施設デジタル化支援事業という中でね、既に佐賀の伊興喜地域は共聴施設建設を決断しています。このデジタル化支援事業の中でもうそれをやるんだという、もう決断をされておる。そういう状況の中で、何で黒潮町に対して共聴テレビはつけられませんから、ケーブルテレビの方でやってくださいというような、そんな回答は向こうからくる道理がない。その疑問を尋ねておる。

それで、まあこういう状況の中でね、実際に四万十町では今70パーセントの加入率と言いましたけれども、

じっくり皆さんと膝を交えて、そういういろいろ意見交換をしながら、ねえ、町民の納得の上ですっと承諾書をもらいながらこの見通しを立てる。そんな取り組みもせずに、ただ頭だけで考えて、何でもかんでも思いつきで推進をしようとするような実情の中では、恐らくこれは30パーセント、40パーセントくらいにしか加入率は出てこない。そのことを申している。そういう状況にあるから、どうなのか。赤字財政見込んで、それでも、赤字でも一般会計から繰り出してやりますという内容で説明をされている。ね。赤字が出たらどうするかいうたら、赤字が出たら一般会計から繰り出してみます。少なくとも、一般会計のあれば年に一度、あるいは補正でも何でも、とにかく議会の議決を得なきやならん。そういう内容の中で一方的に執行部が出せる金じゃないんだ。どう考えておる。基本的な内容が間違つておりやせんですか。

もう一遍お尋ねをします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まず、デジタル放送にかんしての部分にお答えを致します。

まあ民放3社からですね、町に申し入れが、お願いの文書があったというのは、町の方からむしろお願いしたんじゃないのかというご質問でございましたが、まったくそういうことはございません。もう課長がお答えしたとおりです。ただですね、私自身のまあ思いといいますか、もう2年近く前に民放のですね、ある専務さんを高知の民放の代表するような方でございますが、その方が話しておりますと、民放もですね、50年、60年かかるってやっと設備したものですね、3年、4年で完全にやり替えるということは到底できる内容じゃないといふようなこともおっしゃっておられました。それから、当初地デジがですね届かない地域が、また、今アナログで見えている地域でも場合によっては届かないケースも出てくるというようなことで、国がですね国策として始めた事業ではありますけれども、結果として住民の皆さんがテレビが見れない状態が生まれるといふうなことがございまして、それでは、その部分については末端の行政がですね、責任を持たなければならないというような判断、思いもございました。まあそういうことからスタートてきてですね、結果、佐賀地域については民放各社はまず技術的にですね、そういうことが中継局ができないということで、最終的には技術的プラス財源のこともあるかと思いますけれども、町の方にですねそういう文書での要請をしてきたことは事実です。

それから、赤字とまあ住民の皆さんに対する説明の問題ですが、確かに地デジのリミットというものがありますので、性急過ぎる部分も現実問題としてあろうかと思います。しかしながら、町がですねやる事業について住民の皆さんに賛否を聞いてですね、その過半数でもってというような事柄と、特に今回の場合なんかはですね、なかなか話が内容ですね、高度で難しい部分が多く含まれております。そういうことで、こういう事業の場合、町民の皆さんのが賛否を聞いてですね、やるというようなことはなかなか現実できないんじゃないのか。これは10年先、何10年先のですね、黒潮町を見越した行政の政策的な判断で進める事業じゃないかといふうに思っております。

そして、どこまでも住民の皆さんには、我々の考え方を理解をいただく努力は惜しまないつもりでおります。以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

これ3回じゃったかな。

議長（小永正裕君）

3回やりました。

16番（竹下英佐雄君）

あのねえ、推量でね答弁をしなさんな。わしや推量のことを聞きようんじやない。推量で考えたことを聞きようんじやない。民放社がこうじやああじやという内容で聞きよるんじやないだ。

まあ、3回しか質問ができませんので、次の質問に移ります。

これまあ不必要施設の管理。まあ、今まで使用しておりましたけど旧教育委員会の施設管理の状況、これについて。土地は借地とのことだが、一体何ぼ払ってこれをこのまま続けていくのか。それから、アスベストも中に資材が含まれているということありますが、こういった施設についてどう考えておるのか。ひとつ管理の問題についてお伺いを。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

それでは、竹下議員の質問事項2、不必要施設の管理カッコ1、2、3についてまとめてお答えさせていただきます。

旧教育委員会の施設は、委員会事務所として使用しなくなつてからは序舎書庫として使用しておりましたが、調査で建物にアスベストが使用されていることが判明致しまして、使用していません。現在は鍵をかけて立ち入ることができない状況にしちゃうですね、管理は町教育委員会で管理をしております。なお、土地は借地です。借地料の方ですが、年契約で年間27万2,461円支払っております。

アスベストの状況ですが、建物の状況も現在傷みが特にございませんし、特にアスベストは1階、2階、3階の天井裏に吹き付けられまして、建材で覆っていますので特にこう飛散するような状況ではございません。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

率直に言って、早くこれ解体をして土地を戻すべきじゃない。問題は、アスベストが含まれた資材があるために入ることができない。まあ非常に危険なということをまあ使用中は気付かなかつたのかどうかは知りませんけれども。現在そのアスベストがあるからということであそこを放棄して、今の所に移つたという状況なんですね。早う壊して、これ取り除かなければ、この町の管理の責任問題だけじゃないん。周囲に及ぼす、いわゆる飛散をしてないとかいうことであるけれども、これ、飛散をしてるかも分からぬ。小さいちりですから分からんと。そんな危険なものをこのまま置いておくということはね、これはまあ周囲の皆さんにとっても、非常にこれは問題があります。今の病院がすぐ近くです。それから、すぐその、まあ飲食店もあるということで、これは暫時もう撤去すべきじゃないのか。そこを問い合わせる。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員の旧教育委員会の建物、アスベスト問題も含んだ建物のご質問にお答えを致します。

1つだけ先にお断りしておきますが、教育委員会がですね必要があってあそこを出て、空き家になってからですねアスベストが発覚致しました。そのことをまず、誤解があつたようですので。

その他議員のご質問の内容については、全くそのとおりだと私も思っております。ただ1つ、大変このようなことをいうと申し訳ない思いもしますけども、当時アスベストの含んだあの建物を解体撤去する費用として2,700万掛かるというふうに言われておりました。ほんで我々、そういう命にかかる問題を含んだ建物、あるいはもうこれから使うめどもない建物、まして年間27万3,461円も払わないといけない建物ということで、これは速やかに撤去すべきという思いは当然当初からありましたけども、その2,700万という費用があまりにも大きな費用である。そして、国を挙げてアスベストの問題に取り組んでおりましたので、少し時間を置けば、そういう費用が補助事業等でできるのではないか。あるいは業者が当時は少なかったわけですので、業者が増えすれば一定、もうちょっと安くできるんじゃないかといふような思いもございまして、ついつい時間をかけてしました。

しかし、この21年度においてこれから細部の検討はしたいと思っておりますけど、私の思いとしてはもうかなり、3分の2程度にそういう費用もできるんじゃないかというような見通しも立ってきております。そういうことを含めてですね、21年度に撤去する方向で考えたいと、早急に結論を出したいというふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

再度、確認を致しますけども、これは早急にね、除去、除却しなきやならん。これその金が掛かるからとか何とか、悠長できる問題じゃないんです。既にいろいろな形で金は使っておるんでしょう。やらんでもかまん事業を前倒ししてやったり、しなくてかまん事業でもそういう形で事業をやっておるじゃない、多額の金を、経費を注ぎ込んで。そういうこの事業は、それこそ不退転の問題として、やっぱりこれは取り組んで、早く除去しなきやならん。

これは暫時、除けますか。そのこともう一遍。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まあ、費用の問題を持ち出したので、ややこしいなりましたけども。まあ、費用も我々としては当然考えないかんことではありますが、まずアスベストの飛散がこの状態ではしばらくはないという前提でもございました。まあここにきてですね、いざれ撤去しなくてはいけない建物でございますので、21年度に撤去致します。

（竹下議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

3点目の人権対策について、お伺いを致します。

これも6月議会、それから9月、12月と今回入れて度々、まあ議会で取り上げてきました。しかし、どうしても内容的にまあしつくりできない問題があるわけです。

これ、まずその学校現場で起こった事故なんで、事故後に正確な状況判断による適正な対応措置がなぜ行われなかつたのかが、大きな疑問になっておるんです。報告書では、適正な対応がされたように書かれておるけれども、適正な対応をとつた場合に、1メートルの高さからコンクリートの床の上に仰向けになつてそのまま落下したんです。いう状況を考えたら、どんな教師でもこれはそのままではいけない、すぐに救急車を呼んで病院へ運ぶというのが、これは恐らく100人おれば100人ともそういう措置をした。なぜそれができなかつたのか。ほら、事故後に正確な状況を把握してない。どつから落ちたのかも、どつから落ちて、どのようなかがをされているのかも、十分なこの状況の確認をしてない。そのことが、まず1つの問題になっておる。

そして、そのまあ報告内容を読んでみましてもですね、学校の提出した報告書を、これは教育委員会に出された内容であるけれども、この処置としても、痛がる個所を手で触つたり、本人にも確かめてみたが、腫れや吐き気はない。軽い打ち身と思ってその後も気にかけていたが、本人はいつものように放課後で元気に遊んでいる姿を見てほつとした。いうくらいに、説明書がここへ9月の5日に提出を教育委員会に出されておる。この9月5日にこの教育委員会。事故を起こしたのは9月4日。9月5日に提出をしてる。これもうそでしよう。私はそのすぐ明くる日、教育委員会に行って事の事情を、まあ大体自分なりに把握したところを報告をして、それで学校からその通知連絡が来おるのかいうたら、いや、何も来てないということです。だから、この19年の9月5日にその報告書を教育委員会に回したというのも、この日付もうその日付。それから、本人はいつものように、処置として本人にこう触つたりこいしたけんども痛い個所もなかつた。1メートルの高さからコンクリの床へ後頭部を思いつきりぶつつけて、それで痛みがなかつた。痛がる個所を押されたけんど瘤も出でない。しかも、この報告内容の中では、この顔面の側頭部からこの横にかけて左から落ちたと、あたかも見たように書いているけれども、これもでたらめの子どもに確認を取つたと言うけんど、確認を取つてない。どうしてこんなうそを言う。後から尻のはぐれるようなこういう内容を、しかも教育委員会に提出をしている。議会にしている、ね。学校の教育現場で起こつた問題をうその報告をまとめて、それを議会に、教育委員会に提出するということはあってはならんことや。何で事実の報告ができなかつた。このことを私は問うてきたんだ。

そして、まあ病院からのこの診断書もここへ持つております。それから、ここに診断書もあります。この診断書では、学校から來た肝心なところを読みますと、初診時の所見として、意識は良好、後頭部に打撲創皮下血腫が見られる。それから舌のこの次歯で、まあつこけたときに歯で、こう舌を噛んだんだろうと思うんですが、そのすり傷がこの舌（ぜつ）にある。あとは、この横に落ちた訳じやないから、この痛がる個所はこの左半身のこの横からこの大腿部にかけて痛みはあるから、そこはまあレントゲン等の写真の結果でもこれは、その打撲傷は見られないという診断書でございます。先の議会の質問では、教育長はこの診断書と病院からのこの説明、初診の所見の説明書と、それから学校から提出したことは全く、何ら矛盾はしてないということであるけれども、大きな隔たりがあるんです。ほんとそういったこと、それからまあこれは被害者の方のあれで打つた後頭部において触つてないと、他に痛い所はないということですが、頭が痛い、ふらふらするから医務室へ連れて行ってくれという要望をしたと。これも全く無視をして、次の6時間目の授業に参観をさした。そしてその後、放課後には子どもと元気に遊んでおつたと。まあ頭を相当打撲の痛みをこらえて、6時間この放課後まで苦痛をこらえながらその授業参観をして、ようやく放課後に家へ帰る、帰途についた。そしてこの幡多信の所で、また気分が非常に悪くなつて、あこで2、3回吐いて、そしてやつとこさのことで家へ帰り着いたのが実情で、放課後に元気で遊んでおつたという状況はないんです。これも作り事で、まあでっち上げでこういうような内容の報告を出しておる。こんな明らかなことを何でね、これを隠し続けて、まあ一教師のその担任のそのまあ問題なんだけれど資質ですけれども、それをそういった教師にあるまじき行為に対して、こ

れをなぜ隠し、包みこんで隠そうとするのか。ここがどうしても理解ができないんです。

だから、6月の議会で委員長に対して、委員会としてこの内容をもう一度調査をする必要があるからということで要請をして調査をした結果が、報告書と全く同一で。本当に調査やったのか。ね。私、議会でも一般質問の中でも、いろいろそをついたことはないですよ、40年続けてきましたけれども。少なくとも教育委員会が今しなきやならんことを求めてる。そして、その行政責任という立場の上から管理職のまあ学校管理は、教育現場の管理は、これは教育委員会がしなきやならん。教師のいわゆる昇進含む庶務についても十分これるべきでしょう。この教育委員会の施設管理の状況、このまま放置するのか。いわゆる小学校の施設もなんにも、一応県教委から委任を受けていろいろ教師に対しても指導をして、学校が子どもの児童の安全管理のためにには一応気を配って取り組みをしなきやならない。

これ委員長、これお尋ねしますが、今どういう判断をされておるんです。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

この件につきましては先ほど竹下議員からも出ましたように、6月、9月という議会の中で質問もされたところでありますけれども、再度繰り返して答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、被害を受けた児童の訴えすら無視をして、授業参加を促したことありますけれども、担任教師は事故が発生をしたとき、その処置の中で痛がる個所を手で触ったり、本人にも確かめながら見たが、腫れや吐き気もない。軽い打ち身であるというふうに思っております。それから、児童は保健室へ連れて行ってくれと言ったと言っておりますけれども、担任教師はそのことは聞いていないということあります。この件につきましては、今竹下議員も言われましたように、そんなことはない、子どもとの食い違いがあるということあります。従いまして、前回の議会の中で、再調査をせよという質問もありましたのであらためて我々は学校を呼び、調査も致しましたけれども、その調査結果につきましては、議会の方に提出をされたところであります。学校はうそは言っていないということあります。しかし、軽い打ち身であったと致しましても、頭を打っているということは認識をしているのでありますので、保健室へ連れて行くなど、そのような処置が必要であったのではないかというふうに思っております。

また、病院から診断書と学校からの事故報告との違いも明らかで、これは虚偽報告であるというふうなことを言われておりますけれども、病院の説明書では階段に座っているときに足を引っ張られて床に落下をしたもよう。そして臀部、後頭部を受傷というふうに書いてあります。歩行時に大体、後面から左臀部にかけての痛みがあったようですというふうなことも書かれております。これに対して学校の報告書では、1階階段の手すりの上に座っている被害を受けた児童の足を、加害をした児童が引っ張って落としたと。被害を受けた児童は、左手腕から落ち、左側の背中と、これは左側面を打ったということが分かったというふうに記入をされております。従いまして、足を引っ張って落下をし、頭を打っているということにおいては、病院の説明書と学校の報告書は違っていないというふうに私は認識をしているところです。

それから、先ほど質問の中で言われましたように再調査をしたのかということが委員長の方にも言われましたけれども、これは今答弁しましたように、学校を呼んで改めて調査をしたところであります。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

ここに、町議会議員様へということで、これは3月の18日付の初見をされたお医者からの、第三者、被害者とか保護者ということじゃなく第三者から来たこの内容を端折って。一応学校の報告した提出した報告書を見せていただいたことです。その上で、その報告書に対して多くの方の意見が学校側の対応は十分であり、それ以上望むものではないというのだったとお聞きしました。私はその話を、そのような大人たちに囲まれた教育を受ける子どもたちが、これから自分で物事を考え、解決する力を付けることができるのだろうかと大いに疑問を感じていました。

私もこの医者の考え方と一緒にします。私は、教育現場での危機管理マニュアルがどうなっているのか、ということは存じませんけれども、事故の状況が分からぬ場合には子どもの訴えが正確でないかも知れないし、加害、被害者のことを考えてまず異常のないことを確認するために、医師の診断を受けさせようとするのが妥当だと思いますが、そういうことがそういう考え方もないのかと。少なくとも養護の教員を入小に置いて、そして、担任がその子どもの事故に直面をして、養護の先生の所へ連れて行って一応相談をすることがこれ筋道や。養護の教師もおららったということであるけれども。これはあのプールの所で泳ぐ練習の指導をされておって、その養護の意見も聞かずに自分勝手に判断をしてやね、これははつきり言って、この死亡につながる事故なんですよ。私はこれは奇跡だと思うんですよ。この子どもが今なお、まあ後遺症があるにしても、こうして生きておるということは奇跡だ。少なくとも内出血を起こして、ね、そうしてその事故直後すぐに病院へ連れて行かないかんものをこんな時間帯をあれして、子どもにそのまま放りまさして、そういう状況の中で放つておいて、時間がたって体調が急変して死亡につながると。状況というのはこれそれにそうなってもしかるべき内容だと思う。そういう内容をですね、まだ白日の下にこれ、うそながです。学校から出されて来たものは白日の下にこれはでたらめだと。声をからして、そのあれば初診の見解と、あるいは学校から提出された報告書だけでもなぜという疑問がいっぱい含まれておるんです。放課後、元気で遊んでおったのはおりましたか。これ確認しましたか。子どもに聞きましたか。誰かその周囲、学校の生徒が被害者は放課後も元気に遊びよったぜという内容確認しましたか。ええ。わずかこの1メートルくらいの高さから手も足もつかずに頭から後頭部をそのままぶつけた状態でこれ元気でおれますか。脳内出血を起こしてもこれは当たり前のようないい状況のもの。それについて何の痛みも瘤もありませんでした。そんなことで学校管理ができますか。教育委員会というのはそういうところを管理する立場にあるんでしょう、任務が。教師の言い分どおり鵜呑みにして、ああそうですか、それでは別に問題ありませんねということなんですか。

再度お聞きを致します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

このことも前回にも答弁を致しましたけれども、養護教諭が学校敷地内にいて他の業務をしていたということは事実でありますけれども、これがなんぼ事実であったとしても子どもさんが頭を打っているということであれば、当然養護教諭にも見せるべきであったというふうに私は思います。まあそういうことを考えますと、危機管理に対する認識の甘さがあったのではないかと、初期対応に対する認識の甘さがあったのではないかというふうに思っております。

で、このことについてはですね、学校もその職員対応のまずさについては、子どもさんに認識が悪かったという点で謝罪をしているところであります。

他に何やったかね。

(議長より「再調査したかいう。再調査ほんとに子どもたちに確認したかいう答え」との発言あり)

どうも申し訳ありません。

それから、この件について再調査をしたかということでございますけれども、これは先ほど申しましたように学校を呼び、その話の中で調査を致しております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

わしらは限られた時間内で一応事実の問題をただしているわけですから、問い合わせに対してはやっぱし偽りがあつてはならんです、執行部。少なくとも私が聞いておるのは、ね、少なくとも私が聞いておるのはこれは偽りだから、報告書は偽りだから再調査をやって、その内容も事実を確かめて明らかにすべきじゃないかということを教育委員会の当然の基本的なこれ、取り組みですよ。権限です、教育委員会の。ところが、こんなでたらめな教師をね、そのまま取り調べもせんずくに鵜呑みにして、鵜呑みにして、これは事実です、事実です。委員会審査どんなんことやっておるんです、教育委員会の委員会審査は。子どものための教育行政を審査をやっておるんでしょう。子どものため、ねえ。対象になるのは子どもですよ、児童ですよ、児童生徒ですよ。その児童生徒に対するいわゆる子どもの権限を、権利を、それをやっぱり学校できちっと尊重をして、そして現場で教師がその指導に当たる。そういう現場をやはりその審査をしていかなければならぬ。

この問題は、議会で取り上げるべきではないという、そういう議員もたくさんおります。けれどもこんな重大な問題をね、そのまま無視できないんです。教育委員会で学校の現場へ行って実情を聞いて、これはこういうことでしたという報告をまとめて議会に提出すればそれで済むこと。事実内容はこうでした、だから問題の教師に対してはこういう措置で、学校の現場に対してはこういう措置で臨みますということを、責任問題を明らかにすることがそうでしょう。何でそれができないの。この、うそ偽りのこの報告書をそのまま、どうしてもこれを守らなければならない。これは事実だと言って、言い通さなければならない。何か、他からのいろいろな圧力があるんですか。脅しが、脅迫が。この事実を明らかにしたら許さんとか、いろいろ圧力が掛かっておるんですか。そうとしか考えられん。何でそれほどかばう必要がある。現場へ入ってどういう内容か、これがうそだからこれは信用信ぴょう性がないから、私はもっと実情を確かめて明らかにすべきじゃないかと、その注文をつけておるんです。何も委員長や教育長の責任問題、個人的な責任問題を追及しておるんじゃない。当たり前の業務を何でやらないんですか。できないのか。いうことを、これまでずっと聞いてきた。

委員長、まあその教育委員会開いてもあれですか。なれ合いで、ちょこちょこっとやっておるんですか、なんにもかんにもどうでもえいようなことの状況で。そこらあたり、きっちとしてくださいや。委員会の業務、委員会の責任問題。これは教育行政の、まあうちのその条例でもちゃんとたわれておりますので、ね。そこらあたりの点をはっきり、私はね、これまだこれじや収まらんですよ。はっきりそのことがちゃんと委員会が責任持って学校の現場へ入って、それで現場でもう一度これを点検をして、それで事実はこうなんだ。明らかにうその報告、全部これ時間がたてばたつほどこうばけてずっとこう薄れてくるもんじやから、これが時間がたてばたつほどこの偽りの内容というのが、どんどんどんどん白日の下に明らかになってくる。これだけの明らかな内容を、そのままどうしても伏せ込まないかん理由が分からん。

この理由もひとつお聞きをしましょう。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

竹下議員は、この問題は偽りであるということを言い切っておりますけれども、学校は偽りはしていないといふことも言い切っております。従いまして、このことにつきましてはどちらが正しくてどちらが間違っているということについては私自身は言えませんけれども、決して学校の方の報告書が偽りであったというふうにはならないというふうに私は認識をしているところであります。

その理由を言えということではありますけれども、理由はなんにもありません。これは学校からの報告書のとおりであるというふうに私は認識をしているところであります。

議長（小永正裕君）

3回終わりましたので。

16番（竹下英佐雄君）

時間がまだ8分残ちゅうが。

議長（小永正裕君）

いや、3回終わりましたので。

これで竹下英佐雄君の一般質問終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 59分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは、質問に入らせていただきます。

ケーブル事業にかんして、先の竹下先輩議員からも質問がありましたけど、まあ重複して同じような答弁にならないようによろしくお願いを致します。

1問目の1番ですが、各集落で行われました、情報通信基盤整備事業、以後ケーブル事業と言わさせていただきます。説明会の資料の17ページにあります、運営費に対しての収入見込みですが、これが地デジの利用料金が月額1,000円の加入者を初年度50パーセント、インターネットの利用料金、月額4,000円の加入者を20パーセントというように記載され、また、毎年5世帯の増加との説明がありますが、この数字、私素人ながら考えますに、これは過大な数字ではないでしょうか。

地デジについては、テレビの買い替え、または地デジ専用のチューナーを買うことで十分に対応はできると思います。現実、私、嫁さんの里が田野浦の、田野浦でシュウガシという所でございます。いちばん雪も溶けん、ひやいという谷になる所ですけど。そこは、今までさんさんとかによりましたらゴースト、いわゆる3重、4重、2重、3重に画面が見ておりました。それと風が吹くとこう揺れて見えんなるような状態でしたけど、今回、まあ電機屋さんに言わすと、チューナーは今からもっともっと下がるから、まだ買い控えの時期じゃという話でしたけど、まあ、なにぶんにも義理の父親も今年で89になります。できりやあ、アナログのテレビでも地デジで映るもんなら、きれいな画面を見せろうかということで付けました。